

報 告 事 項 3

体罰の根絶に向けた取組みについて

平成25年 2月15日

平成25年2月15日

体罰の根絶に向けた取組みについて

1 これまでの体罰防止の取組みについて

- 「教職員の幼児・児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた取組みについて（通知）」
(平成25年1月16日付け)

《通知内容》

- ① 教職員に対する校内研修を実施し、体罰防止のためのチェック項目により自己点検を行うとともに、とりわけ部活動指導における体罰根絶を徹底
 - ② 教職員による在校生への体罰についての調査
 - ③ 体罰に関する生徒、保護者向けの各学校の相談窓口を文書にて周知
- 「部活動の指導における体罰の根絶に向けた取組みのための講演会」の開催
 - ・ 開催日：平成25年2月2日（土）
 - ・ 対象：府立学校、大阪市立中学・高校・支援学校の運動部活動指導者等
 - ・ テーマ：「スポーツ指導とスポーツマンシップ」
 - ・ 講師：桑田 真澄氏（元読売巨人軍・元ピッツバーグパイレーツ投手）
 - ・ 府立学校から各1名が参加

2 学校の通知内容に対する取組み状況

- ① すべての府立学校で実施済み
- ② （別紙）「府立学校における体罰に係る状況調査について」
- ③ すべての府立学校で設置、周知済み
各学校とも、校長・准校長、教頭をはじめ、生徒指導主事、養護教諭、人権教育推進担当者が主な相談窓口担当となっている。

3 今後の取組み

- 体罰として把握した事象について、関係教員や関係生徒から聞き取りを実施し、事実確認を行うとともに、生徒、保護者への謝罪やケアを行う。
- 今回の取組みにより体罰を把握した学校（40校）において、生徒の声を聴くため、生徒に対するアンケート調査を実施。
(4校については実施済み。他校は2月中実施、3月初旬集約)
- 教員の資質・能力の向上の取組み（「教育振興基本計画」の重点取組み）
 - ・ 教員の人権感覚の育成研修の実施
 - ・ 運動部活動等の充実に向けた取組み
 - 運動部活動指導者の資質向上のための研修
 - 府立高校体育科の教員指導支援

(別紙)

平成25年2月15日

府立学校における体罰に係る状況調査について

1 調査内容

- 府立学校 185 校（府立高校 155 校、支援学校 30 校）が実施
- 調査期間 1 月 16 日～1 月 31 日
- 各学校が下記の点について教育委員会に報告
 - ・ 教職員自身が在校生に対して体罰を行ったと管理職に申し出た教職員数
 - ・ 生徒、保護者から体罰があったとして、窓口に相談した件数
 - ・ 各事象についての概要

2 学校からの報告内容

- 上記調査の結果、185 校中 **36 校**の教職員 **87 名**について、合計で **138 件**の体罰があったとの申し出があった。
 - 《内訳》
 - 教職員からの申し出は、**33 校**の**80 名**から**117 件**
 - 生徒、保護者からの申し出は、**6 校**の教職員 **10 名**について **26 件**
(うち 3 校、3 名、5 件については、重複した申し出)

3 集約結果

- 報告に基づき、内容を精査した結果、体罰にあたる事象は、33 校の教職員 72 名について 115 件であった。
 - 《内訳》
 - 教職員からの申し出は、**30 校**の教職員 **68 名**について **99 件**
 - 生徒、保護者からの申し出は、**5 校**の教職員 **6 名**について **21 件**
(うち 2 校、2 名、5 件については、重複した申し出)
 - 「繰り返し叩く」、「蹴る」、「怪我をさせた」等の事象は、**23 件**
 - 授業中が、**40 件**、部活動が **35 件**、生徒指導が **14 件**、その他が **26 件**
 - 今年度が、**80 件**、昨年度以前が、**35 件**
- 体罰にあたらなかった事象には、次のような事象がある。
 - ・ 修学旅行中、深夜就寝せずに騒いでいた生徒に対して、正座させ 10～15 分程度説諭した。
 - ・ 授業中寝ている生徒を起こすため、背中を叩いた。
 - ・ 部活動指導中に、元気が無いとしてグラウンドの周囲を 30 分走らせた。 等
- 大塚高校、摂津高校（体育科を設置）においては、部活動中の体罰は無かった。
- なお、上記とは別に、今回の調査以前から対応している事象が、**11 校**の教職員 **12 名**、**75 件**ある（うち、**2 校**、**3 名**、**24 件**については本日付で処分を行った）。

別表

1. 高校での申し出

	体罰として申し出のあった数（教職員からの申し出／生徒・保護者からの相談）			
		体罰にあたる	そのうち、「繰り返し叩く」、「蹴る」、「怪我をさせた」等の事象	体罰にあたらない
①学校数	35 (32/5)	32 (29/4)	/	3 (3/1)
②人数	84 (77/8)	69 (65/4)	18 (15/3)	15 (12/4)
③件数	120 (99/21)	97 (81/16)	23 (17/6)	23 (18/5)

2. 支援学校での申し出

	体罰として申し出のあった数（教職員からの申し出／生徒・保護者からの相談）			
		体罰にあたる	そのうち、「繰り返し叩く」、「蹴る」、「怪我をさせた」等の事象	体罰にあたらない
①学校数	1 (1/1)	1 (1/1)	/	0 (0/0)
②人数	3 (3/2)	3 (3/2)	0 (0/0)	0 (0/0)
③件数	18 (18/5)	18 (18/5)	0 (0/0)	0 (0/0)

3. 体罰事象の状況

体罰と判断した事象（高校97件、支援学校18件）の状況		高校	支援学校
①時期（件）	24年度	75件	5件
	23年度以前	22件	13件
②場面の内訳（件）	授業中	34件	6件
	部活動	29件	6件
	生徒指導	14件	0件
	その他	20件	6件

体罰事案に係る懲戒処分について（平成25年2月15日付処分）

1 体罰事案に係る懲戒処分の基本的考え方

■ 体罰に係る懲戒処分の標準的な量定（職員の懲戒に関する条例）

児童又は生徒に体罰を行った場合は、戒告、減給又は停職

■ 処分の加重要素

- ① 行為態様の悪質性…足で蹴る、執拗に叩く、障がいのある児童・生徒への体罰
- ② 児童・生徒への影響…怪我を負わせる、学業に支障が出る（学校を欠席、部活動を退部）
- ③ 事後対応…隠ぺい（校長への報告を怠る）、保護者が謝罪を受け入れているか
- ④ 過去の体罰歴 などを総合的に考慮

2 各事案の概要・処分量定

所属	府立支援学校	府立高等学校	門真市立中学校	八尾市立中学校
職・年齢	①教諭・A（男性・43歳） ②教諭・B（女性・60歳） 【生徒指導中】	教諭・C（男性・53歳） 【部活動中】	教諭・D（男性・43歳） 【体育の授業中】	教諭・E（男性・28歳） 【部活動中】
事案の概要	<p>■ 教諭A及びBは、平成24年12月19日、同級生をからかったとされる男子生徒1名を会議室に呼び指導した際、教諭Aは、当該男子生徒に対し、<u>右平手で頬や頭頂部等を計9回叩き、太ももと臀部の側面を右足の裏で1回蹴り、さらに逃げようとした当該男子生徒の背中下部、腰の部分</u>を右足の裏で1回蹴るなどの体罰を行った。</p> <p>■ また、一緒に指導をしていた教諭Bは、教諭Aの体罰を制止しなかったばかりか、自らも生徒に対し、<u>右平手で頭頂部を2回叩く体罰</u>を行った。</p>	<p>■ 教諭Cは、平成24年10月16日、顧問を務めるハンドボール部の男子部員数名がボールを蹴りながら走っているのを見かけ、当該部員を呼んで指導した際、<u>1名の部員に対し、左右の平手で左右の頬を計10回から12回程度叩く体罰</u>を行ったほか、<u>他の8名の部員に対しても、右平手で右頬を各1回叩く</u>などの体罰を行った。</p>	<p>■ 教諭Dは、平成24年11月8日の体育の授業中、運動場で、指示に従わない男子生徒1名に対し、<u>左手を生徒の首に回して引き倒し、四つん這いで倒れたところを、左足の甲で臀部を蹴ろうとしたが、生徒が振り向いたため、同教諭の左足のすねが、生徒の背中と右眼周辺に当たった。</u>また、返事をしなかったため、再度、左手を生徒の首に回して引き倒す体罰を行った。</p> <p>■ また、同教諭は、過去にも体罰で訓戒の服務上の措置を行っていたにもかかわらず、繰り返した。</p>	<p>■ 教諭Eは、平成24年10月9日、顧問を務めるクラブの練習を指導した際、日頃から同教諭の指示する練習内容に不満を持っていた部員の中で、当日文句を言った男子部員1名の<u>左頬を右平手で1回叩き、右あごの骨にひびが入る</u>体罰を行った。</p>
過去の体罰歴	両教諭とも過去に体罰歴あり・処分歴なし	過去に体罰歴あり・処分歴なし	過去に体罰歴あり・服務上の措置（訓戒）	過去に体罰歴あり・処分歴なし
懲戒処分の内容	<p>■ 教諭A 停職3月</p> <p>■ 教諭B 減給4月</p>	<p>■ 教諭C 減給6月</p>	<p>■ 教諭D 減給6月</p>	<p>■ 教諭E 減給2月</p>
処分後の対応	<p>■ 両名とも校内において研修中。</p> <p>■ 教諭Aについては、停職期間終了後、府教育センターで指導改善研修を実施予定。</p>	<p>■ 生徒と接しないよう、授業と部活顧問を外す。</p> <p>■ 処分後府教育センターで指導改善研修を実施予定。</p>	<p>■ 平成24年11月15日から約3か月間にわたって市教育センターにて研修受講中。</p>	<p>■ 事案発生後、市教委にて研修を実施。</p> <p>11月1日より、保護者の要望を受け、3年生の担任と授業に従事。随時市教委において研修。</p>